

神労基発 0612 第 1 号  
令和 2 年 6 月 12 日

建設業労働災害防止協会神奈川支部長 殿

神奈川労働局労働基準部長



「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」の実施要綱の作成について


平素から、神奈川労働局の行政推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

神奈川労働局においては、厚生労働省の定める「STOP！転倒災害プロジェクト」実施要綱を基本としつつ、さらに効果的な推進を図るため当局独示の取組事項を加えた「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」として実施要綱を定め実施しています。

現在、当局においては、各事業場に対して「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」の実施要綱を広く周知すると共に実施者としての実施事項を取組んで頂くようお願いしています。

つきましては、主唱者として貴災害防止団体の各会員の皆様に周知・広報をしていただけますようお願いいたします。

なお、実施要綱に記載してあります「主唱者」に貴災害防止団体名を記載させていただきたくご理解をお願い申し上げます。



事務連絡  
令和2年6月12日

建設業労働災害防止協会  
神奈川支部長 殿

神奈川労働局労働基準部安全課長

神奈川労働局管内における転倒災害発生状況（令和元年）について

平素より、神奈川労働局の行政推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

神奈川労働局においては、平成30年から労働災害の増加という状況を踏まえ、特に転倒災害については、最も多く全体の約24%を占めて発生している状況であります。

当局においては、転倒災害について別添のとおり令和元年における発生状況を取りまとめましたので、各会員のみなさまに周知広報をしていただき注意喚起をしていただくようお願いいたします。

また、リーフレットについては、神奈川労働局HPにも掲載しておりますので活用してください。